

議案第三十一号

町道路線の認定について

次のとおり町道の路線を認定することについて、道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）第八条第二項の規定により、本議会の議決を求める。

平成五年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成五年参月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

町道路線の認定

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
一八一〇	城ノ内支線	大瀬字城ノ内 六五四―三地先	大瀬字間狭 八六九―一地先	
一八二〇	久鳥上畑線	大瀬字久鳥 四七六―五地先	大瀬字久鳥 四七八―六地先	河本服装前
一八三〇	大瀬堤線	大瀬字堤 五九〇地先	大瀬字堤 五八八―二地先	
二二三〇	密坊妙光線	三徳字密坊 一〇三八―一地先	三徳字妙光 九九二―七地先	
二二四〇	新宮中垣線	余戸字村通 六一八地先	余戸字村通 五八三地先	川坂線重用
三〇九〇	高橋神社線	東小麿字上野 一五五〇地先	東小麿字上野 一五三四―二地先	
三二五〇	観音寺線	吉田字寺ノ前 四八六地先	吉田字下毛屋敷通 二三八地先	
三二六〇	西小麿岩本線	西小麿字前畑 八〇六地先	西小麿字藪ノ下 一六〇二地先	
三二七〇	佛谷線	神倉字家廻 九五五―二地先	神倉字家廻 九五五―一地先	

五三七〇	下古屋線	加谷字滝ノ脇 七六〇地先	木地山字下古屋 五二一―一地先	
五三八〇	高清水高原線	木地山字打札 一一四二―一地先	木地山字内札谷 一二四〇地先	